

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 19 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について(中城御殿
御内原エリア新築工事(建築))

【議案提出の理由】

中城御殿御内原エリア新築工事（建築）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更
しようとするものである。

【議案の概要】

契約金額中「10 億 8,900 万円」を「933 万 9 千円」増額し「10 億 9,833 万 9 千円」
に変更する。

【説明】

本工事は、中城御殿跡地整備基本計画に基づく体験学習施設を整備するもので
あり、御内原エリアの建築工事である

今回の変更は、磁気探査、土工事の変更に伴い契約金額を増額するもので
ある。

- 1 契約金額（変更前） 10 億 8,900 万円
- 2 契約金額（変更後） 10 億 9,833 万 9 千円
- 3 契約の相手方 (株)南山開発・(株)金城組・(有)辰雄建設特定建設工事共同企業体



提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第 20 号議案 財産の取得について（コバルト 60 線源一式）

【議案提出の理由】

沖縄県病害虫防除技術センターに設置するコバルト 60 線源の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | |
|-----------|------------------|
| 1 品 名 | コバルト 60 線源一式 |
| 2 数 量 | 1,961.0 テラベクレル |
| 3 契 約 金 額 | 144,476,200 円 |
| 4 契約の相手方 | 公益社団法人日本アイソトープ協会 |

【説明】

- 1 本県は平成 5 年にウリミバエを不妊虫放飼法を用いて根絶したが、台湾や中国、フィリピン等の発生国から季節風や台風などにより飛来する可能性があるため、根絶後も予防対策として不妊虫放飼を継続して実施している。
- 2 不妊虫放飼法とは、大量増殖したウリミバエの蛹にコバルト 60 線源から放出される放射線を照射して不妊化した不妊虫を野外に放つことで、野生虫同士の交尾を阻害して個体数を減らして根絶させる方法である。現在問題となっているセグロウリミバエはウリミバエの近縁種であり、ウリミバエ同様、不妊虫放飼法により防除対策を行っているところである。
- 3 コバルト 60 の放射能は減衰し、およそ 5 年で半減する。コバルト 60 線源の放射能が減衰すると、不妊化に必要な照射時間が通常より長くなるため、効率的・効果的な不妊虫放飼ができなくなることから、定期的に更新する必要がある。前回は令和 2 年度に線源を更新した。コバルト 60 線源は国内では製造できないため、海外から輸入している。



※照射室



※線源ラック



※線源 ※ケース

提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第 21 号議案 財産損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

財産損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設うるま地区内賃貸工場において県が設置した消火設備から漏水したことによる財産損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和 6 年 12 月 21 日
- 3 事故発生場所 うるま市勝連南風原 5192 番地 32
高度技術製造業賃貸工場 2 号棟 3 号区画
- 4 損 害 賠 償 額 5,234,471 円

【説明】

- 1 令和 6 年 12 月 21 日、高度技術製造業賃貸工場 2 号棟 3 号区画 2 階において県が設置した消火設備から漏水したことにより、2 階部分が水浸しとなった。また、滞留した水が直下にある工場事務所の天井から流れ落ち、工場事務所に収容されていた設備、什器、備品類に損害が生じた。当該事故の影響により 2 か月に渡り、工場の稼働・生産効率が低下した。
- 2 県は、当該設備等を設置しており、国家賠償法第 2 条に基づき、その設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害が生じたときはその損害を賠償する責任がある。

現場写真



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 22 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 県道36号線に県が設置した樹木による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和7年4月14日
- 3 事故発生場所 うるま市字兼箇段636番地3 県道36号線上
- 4 損 害 賠 償 額 288,871円

【説明】

- 1 令和7年4月14日午前7時20分頃、うるま市字兼箇段636番地3 県道36号線に県が設置した樹木の枝が落下して、車両を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に288,871円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方=10：0
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 23 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 県道36号線に県が設置した樹木による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和7年4月18日
- 3 事故発生場所 うるま市字前原195番地先県道36号線上
- 4 損 害 賠 償 額 1,420円

【説明】

- 1 令和7年4月18日午前6時30分頃、うるま市字前原195番地先県道36号線に県が設置した樹木の伸長した枝が走行中の車両に接触し、車両を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に1,420円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方 = 5 : 5
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 24 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 県道那覇宜野湾線上のくぼみによる車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和 7 年 5 月 12 日
- 3 事故発生場所 宜野湾市大謝名五丁目 7 番 6 号先県道那覇宜野湾線上
- 4 損 害 賠 償 額 7,370 円

【説明】

- 1 令和 7 年 5 月 12 日午後 4 時頃、宜野湾市大謝名五丁目 7 番 6 号先県道那覇宜野湾線上に生じた道路のくぼみによって、走行中の車両を損傷した。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に 7,370 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県 : 相手方 = 5 : 5
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第 25 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 職員の公務執行中における車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和 7 年 5 月 14 日
- 3 事故発生場所 宜野湾市伊佐三丁目 1 番 15 号国道 58 号上
- 4 損 害 賠 償 額 130,350 円

【説明】

- 1 令和 7 年 5 月 14 日午後 8 時 55 分頃、宜野湾市伊佐三丁目 1 番 15 号先国道 58 号上において、県職員が交通事故処理の際、懐中電灯を普通乗用自動車のボンネットに落下させ、同車両を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に総額 130,350 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合
県 : 相手方 = 10 : 0
- 4 写真

損傷の状況



約 3 mm × 約 8 mm

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 26 号議案 指定管理者の指定について（沖縄県公文書館）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | |
|-----------------------|------------------------------------|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | 沖縄県公文書館 |
| 2 指 定 管 理 者 と な る 団 体 | 公益財団法人沖縄県文化芸術振興会 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで |

【説明】

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 応 募 団 体 数 | 1 者 |
| 2 指 定 管 理 料 | 1,337,754 千円 |

(参考)

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 1 現 指 定 管 理 者 | 公益財団法人沖縄県文化芸術振興会 |
| 2 現 指 定 管 理 期 間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで |

設置目的

特定歴史公文書等を保存し、県民の利用に供するとともに、歴史資料として重要な文書その他の記録を収集し、整理し、保存し、県民の利用に供することにより、学術及び文化の振興に寄与する。

沖縄県公文書館（南風原町字新川）



提出議案の概要

【企画部】

【議案名】

乙第 27 号議案 指定管理者の指定について（沖縄ライフサイエンス研究センター）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

1 公 の 施 設 の 名 称	沖縄ライフサイエンス研究センター
2 指 定 管 理 者 と な る 団 体	ライフサイエンス研究センター運営共同体
代 表 者	一般社団法人トロピカルテクノプラス
	公益財団法人沖縄科学技術振興センター

3 指 定 の 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

【説明】

1 応 募 団 体 数	2 者
2 指 定 管 理 料	なし
3 固 定 納 付 金	49,600 千円

(参考)

1 現 指 定 管 理 者	イノベーションサポート沖縄株式会社
2 現 指 定 管 理 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

設置目的

ライフサイエンス分野における研究開発機関相互の有機的な連携による研究開発を促進し、もって県内における科学技術の振興に資する。

沖縄ライフサイエンス研究センター（うるま市字州崎）



提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第 28 号議案 指定管理者の指定について（沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区 |
| 2 指 定 管 理 者 と な る 団 体 | 国際物流拠点那覇地区管理運営共同企業体 |
| 代 表 者 | 株式会社沖縄ダイケン
株式会社沖縄特電 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

【説明】

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 応 募 団 体 数 | 1者 |
| 2 指 定 管 理 料 | 500,495千円 |

(参考)

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1 現 指 定 管 理 者 | 株式会社沖縄ダイケン |
| 2 現 指 定 管 理 期 間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

設置目的

沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区は、企業立地の促進を図り、もって県内における産業及び貿易の振興に資するため設置する。

国際物流拠点産業集積地域那覇地区（那覇市鏡水）



提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第 29 号議案 指定管理者の指定について（沖縄 I T 津梁パーク施設）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | |
|-----------------------|------------------------------------|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | 沖縄 I T 津梁パーク施設 |
| 2 指 定 管 理 者 と な る 団 体 | 沖縄 I T 津梁パーク管理運営共同企業体 |
| 代 表 者 | 株式会社沖縄ダイケン |
| | 株式会社沖縄計装 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで |

【説明】

- | | |
|-------------|------------|
| 1 応 募 団 体 数 | 1 者 |
| 2 指 定 管 理 料 | 464,937 千円 |

(参考)

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 1 現 指 定 管 理 者 | 株式会社沖縄ダイケン |
| 2 現 指 定 管 理 期 間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで |

設置目的

情報通信産業等に属する事業を有機的に連携して行うための施設並びに情報通信産業等に関する研究開発、人材の育成等による新たな事業を開拓するための施設を提供することにより、情報通信産業等を中心とした産業集積の形成及び活性化を促進し、もって県内における情報通信産業等の振興に資するため、沖縄 I T 津梁パーク施設を設置する。

沖縄 I T 津梁パーク施設（うるま市州崎）



提出議案の概要

【文化観光スポーツ部】

【議案名】

乙第30号議案 指定管理者の指定について（沖縄空手会館）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

1 公 の 施 設 の 名 称	沖縄空手会館
2 指 定 管 理 者 と な る 団 体	沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ
代 表 者	OTS MICE MANAGEMENT株式会社 一般社団法人沖縄伝統空手道振興会 株式会社セイカスポーツセンター 沖縄ビル管理株式会社 有限会社西原農園
3 指 定 の 期 間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【説明】

1 応 募 団 体 数	2者
2 指 定 管 理 料	308,005千円

(参考)

1 現 指 定 管 理 者	沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ
2 現 指 定 管 理 期 間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

設置目的

本県の歴史及び風土に培われた空手道・古武道の保存及び活用を促進するための施設並びに空手道・古武道に関する資料を収集し、保管し、及び展示して一般公衆の利用に供するための施設を提供することにより、空手道・古武道を普及し、将来にわたって継承し、及びそれらを介した国内外との交流を図り、もって文化の振興に寄与するため、沖縄空手会館を設置する。

沖縄空手会館（豊見城市字豊見城）

- 所在地：豊見城市字豊見城 854番1
- 敷地面積：約 3.8ha
- 主要用途：道場施設
 展示施設
- 延床面積：約 7,810 m²
(道場施設： 5,917 m²)
(展示施設： 1,803 m²)
(特別道場： 91 m²)



提出議案の概要

【文化観光スポーツ部】

【議案名】

乙第31号議案 指定管理者の指定について（沖縄県スポーツ施設）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 沖縄県スポーツ施設（※）
- 2 指定管理者となる団体 おうのやまみらいパートナーズ
代表者 株式会社トラステック
株式会社サン・エージェンシー
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
(※) 「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」により題名を「沖縄県スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」に改正（令和8年4月1日施行）

【説明】

- 1 応募団体数 2者
- 2 指定管理料 960,735千円

(参考)

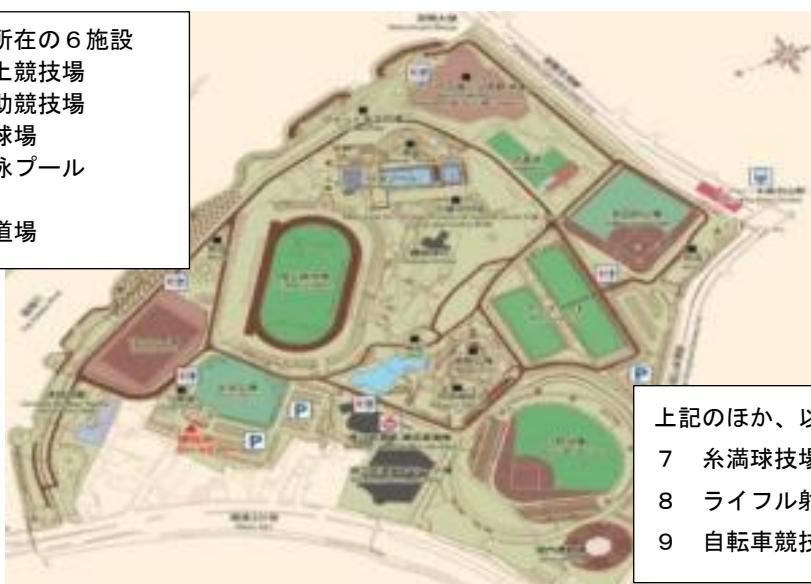
- 1 現指定管理者 奥武山パークマネジメント
- 2 現指定管理期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

設置目的

県民の健康の保持増進及び体力向上を図るとともに、文化の発展に資するため。

沖縄県スポーツ施設（那覇市奥武山ほか）

- 那覇市奥武山所在の6施設
- 1 奥武山陸上競技場
 - 2 奥武山補助競技場
 - 3 奥武山庭球場
 - 4 奥武山水泳プール
 - 5 武道館
 - 6 奥武山弓道場



上記のほか、以下3施設が対象

- 7 糸満球技場（糸満市西崎）
- 8 ライフル射撃場（南城市大里）
- 9 自転車競技場（北中城村字渡口）

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 32 号議案 指定管理者の指定について（沖縄県樋川立体駐車場）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公 の 施 設 の 名 称 沖縄県樋川立体駐車場
- 2 指 定 管 理 者 となる団体 沖縄県樋川立体駐車場管理運営共同企業体
- 3 指 定 の 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

【説明】

- 1 応 募 団 体 数 2 者
- 2 指 定 管 理 料 なし
- 3 固 定 納 付 金 67,575 千円

(参考)

- 1 現指定管理者 株式会社沖縄ダイケン
- 2 現指定管理期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

設置目的

沖縄県樋川立体駐車場は、道路の路縫外に設置される自動車用の駐車のための施設を提供することにより、道路交通の円滑化を図ることを目的に設置する。

沖縄県樋川立体駐車場（那覇市樋川）



階数	駐車台数
R F	61
4 F	64
3 F	64
2 F	64
1 F	58
合計	311

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 33 号議案 指定管理者の指定について（中城公園）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公 の 施 設 の 名 称 中城公園
- 2 指 定 管 理 者 となる団体 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社
- 3 指 定 の 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

【説明】

- 1 応 募 団 体 数 2 者
- 2 指 定 管 理 料 181,870 千円

(参考)

- 1 現 指 定 管 理 者 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社
- 2 現 指 定 管 理 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

設置目的

中城村、北中城村の両村にまたがり、歴史的、文化的環境を保持しているとともに、東に中城湾、太平洋、西に東シナ海を望む景勝の地である。中城城跡を核に、沖縄の自然、歴史、文化をテーマとして、来訪者が積極的に体験学習できる広域公園として整備を進めている。

中城公園（中城村登又、北中城村荻堂、北中城村大城）



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 34 号議案 指定管理者の指定について（首里城地区内施設及び首里城公園）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | |
|-----------------------|------------------------------------|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | (1)首里城地区内施設
(2)首里城公園 |
| 2 指 定 管 理 者 と な る 団 体 | 一般財団法人沖縄美ら島財団 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで |

【説明】

- | | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 1 応 募 団 体 数 | 2 者 |
| 2 指 定 管 理 料 | (1)首里城地区内施設 なし
(2)首里城公園 684,100 千円 |
| 3 固 定 納 付 金 | (1)首里城地区内施設 803,774 千円 |
| (参考) | |
| 1 現 指 定 管 理 者 | 一般財団法人沖縄美ら島財団 |
| 2 現 指 定 管 理 期 間 | 令和 5 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで |
| (1) 首里城地区内施設 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで |
| (2) 首里城公園 | |

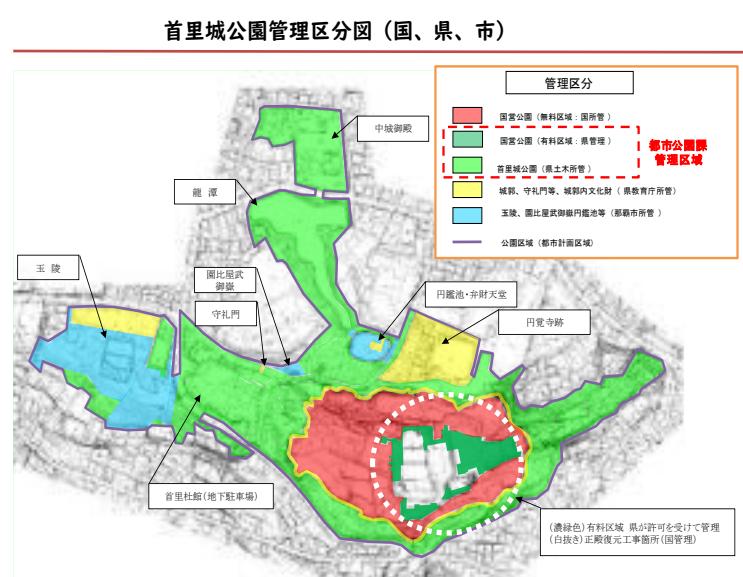
設置目的

(1) 首里城地区内施設

琉球王国の貴重な文化遺産を復元し、新たな県民文化の創造と伝統技術の継承・発展を図り、沖縄文化の発信と観光振興に資するために設置する。

(2) 首里城公園

首里城とその周辺を保存し、歴史環境の保全整備、観光レクリエーションの充実・促進を図る都市公園として設置する。



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 35 号議案 指定管理者の指定について（奥武山公園）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公 の 施 設 の 名 称 奥武山公園
- 2 指 定 管 理 者 となる団体 おうのやまみらいパートナーズ
- 3 指 定 の 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

【説明】

- 1 応 募 団 体 数 2 者
- 2 指 定 管 理 料 327,975 千円

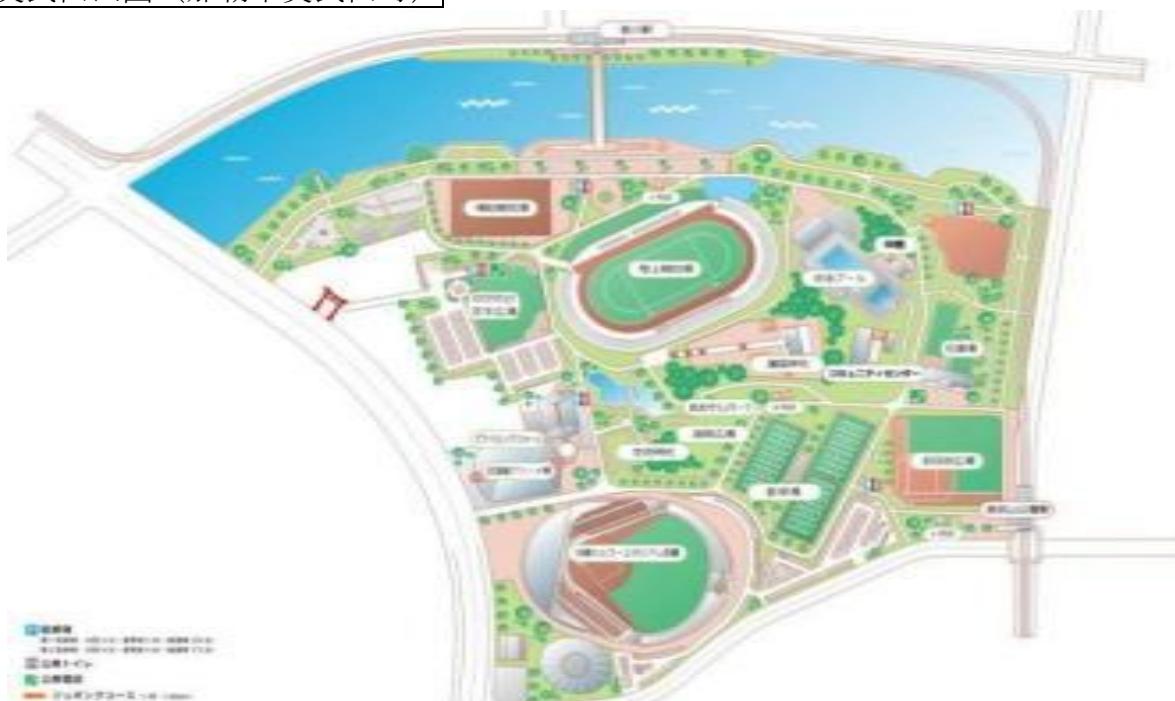
(参考)

- 1 現 指 定 管 理 者 奥武山パークマネジメント
- 2 現 指 定 管 理 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

設置目的

県民の健康の保持増進及び体力の向上を図るとともに、文化の発展に資するため。

奥武山公園（那覇市奥武山町）



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 36 号議案 当せん金付証票の発売について

【議案提出の理由】

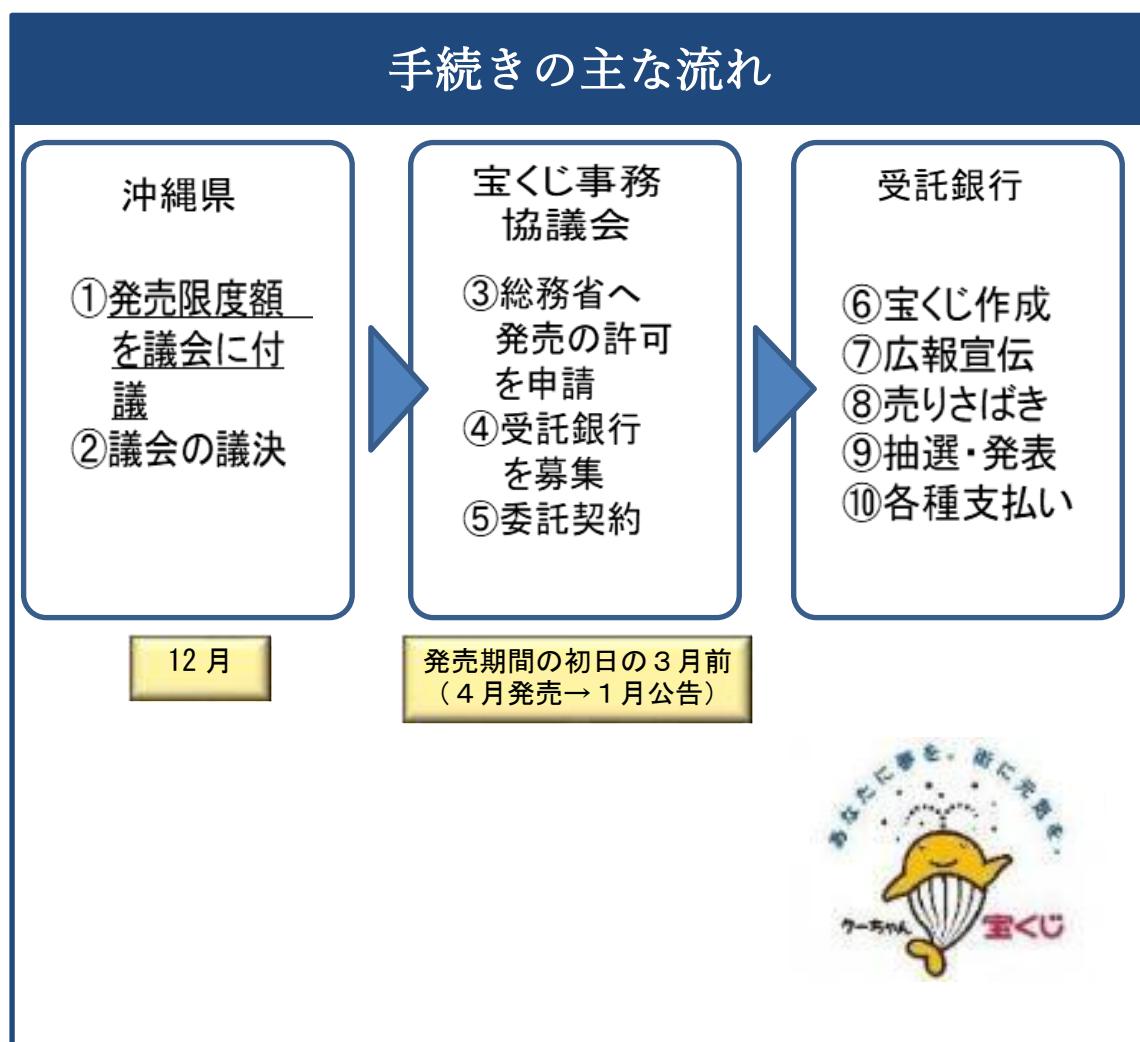
公共事業、市町村振興事業等の費用の財源に充てるため令和 8 年度において本県が発売する当せん金付証票の発売限度額については、当せん金付証票法第 4 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

令和 8 年度に発売する当せん金付証票（宝くじ）の発売限度額の議決を求めるもので、限度額を 160 億円とする。

【説明】

宝くじ発売の仕組み



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 37 号議案 沖縄県収用委員会予備委員の任命について

【議案提出の理由】

欠員となっている収用委員会予備委員 1 人を任命するため、土地収用法第 52 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

収用委員会予備委員は、法律、経済又は行政に関して優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。

【説明】

1 沖縄県収用委員会の役割

収用委員会は、起業者（公共事業の施行者）の裁決申請に対して、収用又は使用の裁決を行うことを主たる任務とする行政機関である。

起業者から裁決申請があった場合、審理や調査、鑑定等の手続を経て、収用又は使用する土地の範囲、補償金の額等について裁決する。

2 沖縄県収用委員会委員について（現行）

氏名	発令期間	備考
平良 卓也	R06. 08. 01 ~ R07. 10. 09	辞任
大城 直哉	R06. 08. 01 ~ R09. 07. 31	
高良 祐之（会長）	R05. 07. 29 ~ R08. 07. 28	
平敷 卓	R06. 10. 27 ~ R09. 10. 26	
高橋 大地（会長代理）	R07. 07. 25 ~ R10. 07. 24	
西端 裕子（会長代理）	R07. 07. 25 ~ R10. 07. 24	
仲里 豪	R05. 07. 29 ~ R08. 07. 28	
大城 真也	R07. 10. 10 ~ R09. 07. 31	予備委員から 委員に就任
竹内 優志（予備委員）	R06. 08. 01 ~ R09. 07. 31	
（予備委員）		欠員

※平良卓也委員が一身上の都合により令和7年10月9日をもって辞任したことに伴い、土地収用法第53条第2項の規定に基づき、大城真也予備委員が令和7年10月10日付けで委員に就任。

3 委員の活動状況について（令和6年度）

- (1) 定例会 · · · · · 12回
- (2) 臨時会 · · · · · 2回
- (3) 公開審理 · · · · · 9回
- (4) 現地調査 · · · · · 7回
- (5) その他（検討部会等） 78回

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 38 号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

【議案提出の理由】

教育委員会委員 1人が令和 7 年 12 月 31 日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

【説明】

1 沖縄県教育委員会の役割

県や市町村には、知事や市町村長から独立した行政委員会として教育委員会が設置されており、教育についての基本方針等の重要事項は、この教育委員会における会議によって決定される。

2 沖縄県教育委員会委員について（現行）

氏 名	発令期間	備 考
半嶺 満（教育長）	R07. 04. 01～R10. 03. 31	
大城 進（委員）	R04. 07. 15～R08. 07. 14	
比嘉 佳代（委員）	R04. 01. 01～R07. 12. 31	任期満了
小濱 守安（委員）	R07. 01. 01～R10. 12. 31	
宮城 光秀（委員）	R05. 04. 05～R09. 04. 04	
辻上 弘子（委員）	R06. 01. 01～R09. 12. 31	

3 委員の活動状況について（令和 6 年度）

- (1) 定例会 ······ 12回
- (2) 臨時会 ······ 3回
- (3) 総合教育会議 ······ 1回
- (4) その他 ······ 80回
(式典、外部会議、学校等視察 等)

資料 3

令和 7 年度 11月補正予算（案） 説明資料

1	11月補正予算（案）の概要	2 頁
2	歳入歳出総括	3 頁
3	歳入歳出財源内訳	4 頁
4	部局別総括	5 頁
5	補正予算事業	6 頁
6	繰越明許費補正	15 頁
7	債務負担行為補正	18 頁
8	特別会計補正予算	21 頁

令和 7 年 11 月
総務部財政課

11月補正予算(案)の概要

1 補正予算の考え方

当初予算編成後の事情変更により緊急に対応を要する経費、物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者に対し実情に即した支援等を実施する経費及び、人事委員会勧告に伴う給与改定に係る経費等について、補正予算を編成する。

2 補正予算(案)の概要

(単位:千円)

区分	補正額	備考
【一般会計(第5号)】	12,561,272	
1 当初予算成立後の事情変更に伴う事業	2,772,357	
2 物価高騰対策等に要する経費	4,556,598	
3 人事委員会勧告に伴う経費等	5,232,317	
【特別会計】		
1 沖縄県下地島空港特別会計	-	繰越明許費補正
2 沖縄県国際物流拠点産業集積地域 那覇地区特別会計	-	債務負担行為補正

歳 入 歳 出 総 括

(単位:千円)

(1) 歳 入

既決予算額 893,882,535

今回補正額 12,561,272

(内 訳)

県		税	265,703
地 方	交 付	税	2,965,275
国 庫	支 出	金	907,592
繰 入		金	2,935,587
繰 越		金	2,048,070
諸 収		入	3,260,545
県		債	178,500

改 予 算 額 906,443,807

(2) 歳 出

既決予算額 893,882,535

今回補正額 12,561,272

(内 訳)

義 務 的	経 費	5,232,317
人 件	費	5,232,317
投 資 的	経 費	399,173
普 通 建 設 事 業	費	399,173
補 助 事 業	費	327,831
单 独 事 業	費	71,342
そ の 他 の 経 費		6,929,782
物 件	費	402,404
補 助 費	等	3,266,833
貸 付	金	3,260,545

改 予 算 額 906,443,807

歳入歳出財源内訳

(単位:千円)

区分	補正額	財源内訳			
		国庫支出金	県債	その他の特定財源	一般財源
(歳入)					
県税	265,703				265,703
地方交付税	2,965,275				2,965,275
国庫支出金	907,592	907,592			
繰入金	2,935,587				2,935,587
繰越金	2,048,070				2,048,070
諸収入	3,260,545				3,260,545
県債	178,500		178,500		
歳入合計	12,561,272	907,592	178,500		11,475,180
(歳出)					
義務的経費	5,232,317	708,617			4,523,700
人件費	5,232,317	708,617			4,523,700
投資的経費	399,173	198,975	178,500		21,698
普通建設事業費	399,173	198,975	178,500		21,698
補助事業費	327,831	198,975	124,200		4,656
単独事業費	71,342		54,300		17,042
その他の経費	6,929,782				6,929,782
物件費	402,404				402,404
補助費等	3,266,833				3,266,833
貸付金	3,260,545				3,260,545
歳出合計	12,561,272	907,592	178,500		11,475,180

【参考】令和7年度末 財政調整基金残高 見込額

(単位:千円)

	11月補正前 見込額 a	補正による取崩・積立		11月補正後 見込額 d(a-b+c)
		取崩 b	積立 c	
財政調整基金	20,458,222	2,935,587	0	17,522,635

部局別総括

【一般会計】

(単位:千円)

部局名	既決予算額	補正額	左の財源内訳			
			国庫	県債	特財	一財
知事公室	6,031,616	24,210				24,210
総務部	182,638,793	239,839				239,839
生活福祉部	38,412,276	50,766				50,766
こども未来部	50,641,198	566,554		38,000		528,554
保健医療介護部	109,486,382	1,646,437				1,646,437
農林水産部	56,849,635	1,098,167		47,900		1,050,267
商工労働部	76,977,245	3,605,787				3,605,787
文化観光スポーツ部	10,570,427	33,887				33,887
土木建築部	90,158,679	229,381	160,775	53,500		15,106
出納事務局	994,699	19,478				19,478
監査委員事務局	201,610	5,085				5,085
人事委員会事務局	205,647	6,096				6,096
県議会事務局	1,437,245	8,718				8,718
教育委員会	186,990,843	4,117,586	730,969	39,100		3,347,517
公安委員会	38,821,366	909,281	15,848			893,433
合計	893,882,535	12,561,272	907,592	178,500	0	11,475,180

※一般会計補正予算(第5号)の計上がある部局のみ掲載

一般会計補正予算（第5号）事業

1 当初予算成立後的事情変更に伴う事業

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	利子割交付金	157,349	<p>県民税利子割収入の市町村交付に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 53,955千円 → 補正後 211,304千円</p> <p>【内訳】 交付金 157,349千円</p> <p>【内容】 利子割収入の増に伴う市町村交付金を増額するための補正</p> <p>【事業対象等】 地方税法に基づく41市町村に対する交付金</p>	総務部 (税務課)
2	施設職員退職共済助成事業費	165,800	<p>社会福祉施設職員等退職手当共済事業に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 746,053千円 → 補正後 911,853千円</p> <p>【内訳】 補助金 165,800千円</p> <p>【内容】 社会福祉施設職員の退職手当の支給に要する経費に対し補助するものであるが、補助単価の大幅増（前年度比32.9%増）により、独立行政法人福祉医療機構に対する補助金が不足することから、追加交付するための補正</p> <p>【事業対象等】 補助先：独立行政法人福祉医療機構 対象施設等：児童福祉施設、介護保険施設、障害者支援施設等 対象施設等数：861 対象職員数：13,535人</p>	こども未来部 (子育て支援課)
3	若夏学院運営費	38,051	<p>若夏学院の擁壁改修工事に要する費用</p> <p>【予算】 補正前 193,785千円 → 補正後 231,836千円</p> <p>【内訳】 委託料 6,417千円、工事請負費 31,634千円</p> <p>【内容】 若夏学院は敷地の境界を擁壁で囲っているが、一部の擁壁について、土圧により隣地側への傾きがある等、危険な状態となっていることから、改修工事を行う必要がある。 令和6年度に設計委託を実施した結果、現場条件の制約により、当初想定していた工法を変更する必要が生じ、工事費等が不足することから、当該不足分を増額するための補正</p> <p>【工期】 R8年3月～R8年9月（予定）</p>	こども未来部 (こども家庭課)

1 当初予算成立後の事情変更に伴う事業

(単位 : 千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
4	宮古家畜保焼却施設等整備事業	49,947	<p>宮古家畜保健衛生所の防疫資材備蓄庫の整備に要する経費</p> <p>【予算】 補正前70,241千円 → 補正後120,188千円</p> <p>【内訳】 旅費446千円、工事請負費49,501千円</p> <p>【内容】 資材費や人件費の高騰に伴う、工事請負費の増額補正</p> <p>【対象事業等】 実施箇所：宮古家畜保健衛生所資材備蓄庫（165m²）</p>	農林水産部 (畜産課)
5	林道維持管理費	12,000	<p>老朽化した林道施設の改良に要する経費。</p> <p>【予算】 補正前58,531千円→ 補正後70,531千円</p> <p>【内訳】 工事請負費12,000千円</p> <p>【内容】 改良工事に係る実施設計において、新たに3箇所の要改良箇所が判明・追加したことによる、工事請負費の増額補正。</p> <p>【対象箇所等】 <ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所：県営林道源河有銘線（延長12km） ・追加改良箇所 3 箇所（括弧内は起点からの距離） <p>1号箇所：路肩崩落等（1.3km）、 5号箇所：路肩崩落等（4.9km）、 6号箇所：路肩崩落等（4.9km） ※2・3・4号箇所は当初から予定している箇所</p> </p>	農林水産部 (森林管理課)
6	県単融資事業 (既存融資分)	2,045,545	<p>県内中小企業者の資金繰り支援に係る経費</p> <p>【予算】 補正前 62,252,815千円 → 補正後 65,716,602千円</p> <p>【内訳】 貸付金 2,045,545千円 ※別途、緊急資金繰り支援分として、1,418,242千円計上</p> <p>【内容】 県融資制度の需要増等が見込まれること等から、融資枠の確保に必要な金融機関への預託金（貸付金）を増額するための補正。 ※別途、貸上げに取り組んだ事業者に対する資金繰り支援として新たに融資制度を創設し、保証料補助を実施するための増額補正を計上。</p>	商工労働部 (中小企業支援課)

1 当初予算成立後の事情変更に伴う事業

(単位 : 千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
7	体育施設整備事業費	7,468	<p>自転車競技場等の修繕等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 12,947千円 → 補正後 20,415千円</p> <p>【内訳】 修繕料 1,065千円、委託料 3,425千円、備品購入費 2,978千円</p> <p>【内容】 自転車競技場が県営体育施設として位置付けられたことを踏まえ、施設予約システムの改修及び自転車競技場の環境整備を行うための補正</p> <p>【対象事業等】 施設予約システムの改修費 自転車競技場の管理棟改修費（クーラー設置、トイレ修繕）等</p>	文化観光 スポーツ部 (スポーツ振興課)
8	地域居住機能再生推進費	214,367	<p>公営住宅の建替に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 3,282,419千円 → 補正後 3,496,786千円</p> <p>【内訳】 工事請負費 214,367 千円</p> <p>【内容】 国庫補助金の追加交付決定に伴い事業費を増額するための補正</p> <p>【事業対象等】 ・新川団地（第4期）建替事業 ・赤道団地（第2期）建替事業 ・石川団地（第1期）建替事業 補助率 建設費75%</p>	土木建築部 (住宅課)
9	高等学校施設ZEB化推進事業	81,830	<p>高等学校の空調・照明器具の更新に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 110,600千円 → 補正後 192,430千円</p> <p>【内訳】 工事請負費 81,830千円</p> <p>【内容】 実施設計の結果、ZEB基準の水準を満たす省エネ性能を実現するために追加工事を行うための補正。</p> <p>【事業対象等】 南風原高校（普通教室棟）</p>	教育委員会 (施設課)

2 物価高騰対策等に要する経費

(単位 : 千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	生活困窮者緊急支援事業	50,766	<p>物価高騰の影響を受ける生活困窮者等への支援に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0千円 → 補正後 50,766千円</p> <p>【内訳】 補助金 15,555千円 委託料 35,211千円</p> <p>【内容】 生活困窮者に食料提供を行っている団体に対する備蓄支援や、生活困窮者への商品券配付、支援ニーズの分析等の調査業務を行うための補正</p> <p>【事業対象等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○備蓄支援（補助金） <p>支援対象 沖縄県労働者福祉基金協会 (県自立支援相談機関受託者) 支援量 約16,000食分</p> ○商品券配付（委託料） <p>支援対象 県内自立支援相談機関において支援プランを作成した者 対象見込数 1,450件</p> ○調査業務（委託料） <p>生活困窮者の実態や支援ニーズを分析する等、今後の有効な施策展開につなげるための調査業務を実施</p> 	生活福祉部 (保護・援護課)
2	沖縄県ひとり親家庭暮らし応援事業	362,703	<p>物価高騰の影響を受ける低所得のひとり親世帯への支援に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0円 → 補正後 362,703千円</p> <p>【内訳】 委託料 362,703千円</p> <p>【内容】 物価高騰の影響を受ける低所得のひとり親世帯に対し生活関連物資が購入できる1万円分の電子クーポンを配布する（スマホを持っていない方へは紙のクーポンを配付）。 ※児童2人以上扶養する場合は、児童一人当たり5,000円を加算</p> <p>【事業対象等】 支援対象：低所得のひとり親世帯（児童扶養手当受給者） 対象見込数：25,000人 配送方法：電子配付又は郵送</p>	こども未来部 (女性力・ダイバーシティ推進課)
3	県立病院繰出金 (離島等医療確保緊急支援金)	1,646,437	<p>病院事業会計に対する繰出に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 8,883,460千円→補正後 10,529,897千円</p> <p>【内訳】 繰出金 1,646,437千円</p> <p>【内容】 近年の労務単価及び物価上昇等の影響が診療報酬の改定に反映されるまでの支援に要する経費を一般会計から繰り出すための補正</p>	保健医療介護部 (医療政策課)

2 物価高騰対策等に要する経費

(単位 : 千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
4	沖縄県和牛子牛価格安定対策事業	900,000	<p>県内肉用牛繁殖農家の経営安定を図るため、公益財団法人沖縄県畜産振興公社に設置している沖縄県和牛子牛価格安定特別対策基金の県負担金の増資を行う経費。</p> <p>【予算】補正前 0千円 → 補正後 900,000千円</p> <p>【内訳】補助金 900,000千円</p> <p>【内容】 令和5年度から令和6年度にかけて肉用子牛価格下落による価格差補てんを実施したことにより、生産者と県で積み立てる沖縄県和牛子牛価格安定対策特別基金の残高が大幅に減少したことから、県分の負担金を増額するための補正。</p> <p>【対象事業等】 基金造成額（県負担金）：900,000千円</p>	農林水産部 (畜産課)
5	県単融資事業 (賃上げ支援分)	1,418,242	<p>県内中小企業者の資金繰り支援に係る経費</p> <p>【予算】補正前 62,252,815千円 → 補正後 65,716,602千円</p> <p>【内訳】貸付金 1,215,000千円 ※別途、既存融資分として、2,045,545千円計上 補助金 203,242千円</p> <p>【内容】 賃上げに取り組んだ事業者に対する資金繰り支援として新たに融資制度を創設し、保証料補助を実施するための増額補正。</p> <p>【新たな融資制度概要】 ○資金名：緊急賃上げ支援資金 ○対象：最低賃金の引上げに伴い、賃上げを実施または予定している事業者であり、生産性向上や適切な価格転嫁に取り組む事業者 ○資金用途：運転資金（融資期間7年） 設備資金（融資期間10年） ○融資限度額：3,000万円 ○保証料率：事業者負担なし（県が全額負担）</p>	商工労働部 (中小企業支援課)
6	沖縄県業務改善奨励金事業	142,000	<p>賃金引上げとともに、生産性向上に資する設備投資等に取り組む県内中小企業者を支援するための経費</p> <p>【予算】補正前 0千円 → 補正後 142,000千円</p> <p>【内訳】補助金 142,000千円</p> <p>【内容】 国の業務改善助成金の交付を受けた県内事業者に対し奨励金を交付するための補正。</p> <p>○対象事業者：事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資等を行う中小企業者等 ○補助率：業務改善助成金(国)の自己負担分の1/2 ○補助上限額：最大100万円</p>	商工労働部 (労働政策課)
7	沖縄県学校給食費無償化支援事業	36,450	<p>給食費の負担が大きい中学生のいる世帯に対して、給食費を支援することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減し、沖縄の未来を担うこどもたちの健やかな育ちを支えるための経費</p> <p>【予算】補正前 1,145,136千円 → 補正後 1,181,586千円</p> <p>【内訳】補助金 36,450千円</p> <p>【内容】 物価高騰等による学校給食費の値上げ、及び補助対象者数の増の理由により、補助対象経費が増となるための増額補正。</p>	教育委員会 (保健体育課)

3 人事委員会勧告等に伴う経費

(単位 : 千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	職員費	24,210	<p>職員の給与・手当等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 1,330,013千円 → 補正後 1,354,223千円</p> <p>【内訳】 職員手当 24,210千円</p> <p>【内容】 人事委員会勧告に伴う給与条例改正等の影響による補正</p>	知事公室
2	職員費	82,490	<p>職員の給与・手当等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 3,454,695千円 → 補正後 3,537,185千円</p> <p>【内訳】 給料 1,624千円、職員手当 80,866千円</p> <p>【内容】 人事委員会勧告に伴う給与条例改正等の影響による補正</p>	総務部
3	職員費	136,220	<p>職員の給与・手当等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 7,301,184千円 → 補正後 7,437,404千円</p> <p>【内訳】 給料 55,099千円、職員手当 77,520千円、共済費 3,601千円</p> <p>【内容】 人事委員会勧告に伴う給与条例改正等の影響による補正</p>	農林水産部
4	職員費	26,419	<p>職員の給与・手当等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 1,370,397千円 → 補正後 1,396,816千円</p> <p>【内訳】 給料 9,839千円、職員手当 13,101千円、共済費 3,479千円</p> <p>【内容】 人事委員会勧告に伴う給与条例改正等の影響による補正</p>	文化スポーツ部
5	職員費	15,014	<p>職員の給与・手当等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 4,687,424千円 → 補正後 4,702,438千円</p> <p>【内訳】 職員手当 15,014千円</p> <p>【内容】 人事委員会勧告に伴う給与条例改正等の影響による補正</p>	土木建築部

3 人事委員会勧告等に伴う経費

(単位 : 千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
6	職員費	19,478	<p>職員の給与・手当等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 432,688千円 → 補正後 452,166千円</p> <p>【内訳】 給料 6,344千円、職員手当 12,586千円、共済費 548千円</p> <p>【内容】 人事委員会勧告に伴う給与条例改正等の影響による補正</p>	出 納 事 務 局
7	職員費	5,085	<p>職員の給与・手当等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 166,332千円 → 補正後 171,417千円</p> <p>【内訳】 給料 1,912千円、職員手当 2,868千円、共済費 305千円</p> <p>【内容】 人事委員会勧告に伴う給与条例改正等の影響による補正</p>	監 査 委 員 局 事 務 局
8	職員費	6,096	<p>職員の給与・手当等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 151,195千円 → 補正後 157,291千円</p> <p>【内訳】 給料 1,348千円、職員手当 4,336千円、共済費 412千円</p> <p>【内容】 人事委員会勧告に伴う給与条例改正等の影響による補正</p>	人 事 委 員 会 事 務 局
9	職員費	8,718	<p>職員の給与・手当等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 404,461千円 → 補正後 413,179千円</p> <p>【内訳】 給料 5,061千円、職員手当 3,657千円</p> <p>【内容】 人事委員会勧告に伴う給与条例改正等の影響による補正</p>	県 議 会 事 務 局
10	職員給与費	93,804	<p>職員の給与・手当等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 3,867,052千円 → 補正後 3,960,856千円</p> <p>【内訳】 給料 62,442千円、職員手当 24,323千円、共済費 7,039千円</p> <p>【内容】 人事委員会勧告に伴う給与条例改正等の影響による増額補正</p>	教 育 委 員 会 (総 務 課)

3 人事委員会勧告等に伴う経費

(単位 : 千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
11	公立小学校教職員給与費	1,662,856	<p>公立小学校の県費負担教職員に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 57,785,208千円 → 補正後 59,448,064千円</p> <p>【内訳】 給料 1,201,429千円、職員手当 270,979千円、共済費 190,448千円</p> <p>【内容】 人事委員会勧告に伴う給与条例改正等の影響による増額補正</p>	教育委員会 (学校人事課)
12	公立中学校教職員給与費	242,882	<p>公立中学校の県費負担教職員に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 35,459,416千円 → 補正後 35,702,298千円</p> <p>【内訳】 給料 211,421千円、職員手当 31,461千円</p> <p>【内容】 人事委員会勧告に伴う給与条例改正等の影響による増額補正</p>	教育委員会 (学校人事課)
13	高等学校教職員給与費(単独事業)	1,362,869	<p>県立学校(高等学校)教職員に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 35,501,032千円 → 補正後 36,863,901千円</p> <p>【内訳】 給料 676,785千円、職員手当 524,764千円、共済費 161,320千円</p> <p>【内容】 人事委員会勧告に伴う給与条例改正等の影響による増額補正</p>	教育委員会 (学校人事課)
14	特別支援学校教職員給与費	636,895	<p>県立学校(特別支援学校)教職員に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 16,082,377千円 → 補正後 16,719,272千円</p> <p>【内訳】 給料 369,586千円、職員手当 169,391千円、共済費 97,918千円</p> <p>【内容】 人事委員会勧告に伴う給与条例改正等の影響による増額補正</p>	教育委員会 (学校人事課)
15	職員費	893,433	<p>職員の給与・手当等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 29,844,314千円 → 補正後 30,737,747千円</p> <p>【内訳】 給料 424,474千円、職員手当 223,836千円、共済費 245,123千円</p> <p>【内容】 人事委員会勧告に伴う給与条例改正等の影響による増額補正</p>	公安委員会

3 人事委員会勧告等に伴う経費

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
16	離島警備対策事業	15,848	<p>職員の給与・手当等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 1,882,180千円 → 補正後 1,898,028千円</p> <p>【内訳】 給料 10,953千円、職員手当 4,895千円</p> <p>【内容】 人事委員会勧告に伴う給与条例改正等の影響による増額補正</p>	公安委員会

繰越明許費補正

【一般会計】

(追 加)

(単位 : 千円)

款	項	補 正 額	備 考
2 総務費		1,308,981	
	1 総務管理費	1,308,981	公共施設マネジメント推進事業
3 民生費		452,553	
	1 社会福祉費	35,211	生活困窮者緊急支援事業
	2 児童福祉費	417,342	若夏学院運営費 ほか1事業
6 農林水産業費		3,275,147	
	2 畜産業費	307,566	畜産担い手育成総合整備事業費（補助金事業） ほか1事業
	3 農地費	1,165,430	水質保全対策事業費 ほか7事業
	4 林業費	192,250	特定機能回復事業費 ほか3事業
	5 水産業費	1,609,901	地域水産物供給基盤整備事業 ほか5事業
8 土木費		6,441,239	
	1 土木管理費	250,082	沖縄振興公共投資交付金（道路管理課市町村事業） ほか2事業
	2 道路橋りょう費	3,090,143	無電柱化推進計画事業 ほか4事業
	3 河川海岸費	917,217	自然災害防止事業（河川） ほか3事業
	4 港湾費	665,436	港湾改修費 ほか3事業
	5 都市計画費	352,323	都市計画策定費 ほか3事業
	6 住宅費	73,038	地域居住機能再生推進費
9 警察費		1,093,000	公共離島空港整備事業 ほか1事業
	1 警察管理費	206,175	警察施設照明LED化整備事業

【一般会計】

(追 加)

(単位 : 千円)

款	項	補 正 額	備 考
10 教 育 費		990, 664	
	4 高 等 学 校 費	806, 339	高等学校施設適正管理推進事業 ほか5 事業
	8 大 学 費	184, 325	看護大学施設整備補助金事業
11 災 害 復 旧 費		830, 199	
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	337, 199	県営林道施設災害復旧事業費（補助事 業） ほか1事業
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	493, 000	河川等災害復旧事業費
合 計		13, 504, 958	

縹 越 明 許 費 補 正

【一般会計】

(変 更)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正後の額	増減額	備 考
6 農林水産業費		1, 647, 594	2, 714, 528	1, 066, 934	
	1 農 業 費	145, 400	286, 100	140, 700	特殊病害虫特別防除事業
	3 農 地 費	1, 502, 194	2, 428, 428	926, 234	農業水路等長寿命化・防災減災事業（農地農村整備課）ほか4事業
8 土 木 費		6, 365, 435	7, 949, 368	1, 583, 933	
	1 土 木 管 理 費	237, 168	622, 219	385, 051	沖縄振興公共投資交付金（都市計画・モノレール課市町村事業）ほか1事業
	2 道路橋りょう費	6, 038, 722	7, 237, 604	1, 198, 882	緊急自然災害防止対策事業（道路防災）ほか1事業
合 計		8, 013, 029	10, 663, 896	2, 650, 867	

債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
「沖縄県公文書館」指定管理料	令和8年度から 令和12年度まで	1,337,754 千円
「沖縄IT津梁パーク施設」指定管理料	令和8年度から 令和12年度まで	464,937
「沖縄県スポーツ施設」指定管理料	令和8年度から 令和12年度まで	960,735
「沖縄空手会館」指定管理料	令和8年度から 令和12年度まで	308,005
「中城公園」指定管理料	令和8年度から 令和12年度まで	181,870
「奥武山公園」指定管理料	令和8年度から 令和12年度まで	327,975
「県営首里城公園」指定管理料	令和8年度から 令和12年度まで	684,100
農地整備事業	令和8年度	2,024,000
水利施設整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	1,658,000
水質保全対策事業費	令和8年度	180,000

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
漁 港 漁 村 環 境 整 備 事 業	令和8年度	183,000 千円
水 産 物 供 給 基 盤 機 能 保 全 事 業	令和8年度	180,000
土 木 事 務 所 費	令和8年度	24,900
沖 縄 振 興 公 共 投 資 交 付 金 事 業 費	令和8年度	234,000
沖 縄 振 興 公 共 投 資 交 付 金 (管 理)	令和8年度	400,000
県 単 道 路 事 業 (管 理)	令和8年度から 令和9年度まで	610,000
社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 (河 川)	令和8年度	46,111
港 湾 改 修 費	令和8年度	747,000
道 路 新 設 改 良 費 (港 湾 課)	令和8年度	101,200

(変更)

事 項	期 間	限 度 額 (変 更 前)	限 度 額 (変 更 後)
		千円	千円
県 融 資 制 度 損 失 補 償	令和7年度から 令和26年度まで	559,415	751,688

特 別 会 計

【繰越明許費補正】

(追加)

[沖縄県下地島空港特別会計]

(単位：千円)

款	項	補 正 額	備 考
1 土 木 費		20,307	
	1 空 港 費	20,307	下地島空港建設事業費（補助事業）

特 別 会 計

【債務負担行為補正】

(追 加)

〔沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計〕

(単位 : 千円)

事 項	期 間	限 度 額
「沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区」 指 定 管 理 料	令和8年度から 令和12年度まで	500,495

令和 7 年度 病院事業会計 補正予算（案）説明資料

【甲第 4 号議案】

令和 7 年度沖縄県病院事業会計補正予算（第 1 号）（案）
の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁

令和 7 年 11 月
病院事業局

令和7年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）（案）の概要

1 補正予算の考え方

下記3項目のための補正予算を編成するものである。

- (1) 経営再建期間中の病院事業の運営資金として、当初予定していかなかった新たな企業債を借入れるため。
- (2) 不採算地区中核病院（北部、宮古、八重山）について、令和6年度診療報酬改定率を上回る経費上昇分の補助を一般会計から受け入れるため。
- (3) 「国、知事部局及び他の都道府県の職員の給与」の状況を考慮して実施する給与改定に対応するため。

2 補正予算（案）の概要

(1) 収益的収支予算の補正

第3条本文に「なお、経営改善推進事業にあてるため、企業債18,991,000千円を借り入れる。」を加え、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

項目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額
収入	収益的収入（A）	68,759,617	1,646,437	70,406,054
	医業外収益	11,367,491	1,646,437	13,013,928
支出	収益的支出（B）	76,963,234	1,765,001	78,728,235
	医業費用	73,693,680	1,765,001	75,458,681

(2) 企業債の補正

起債の目的「県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入」の次に「、経営改善推進事業」を加え、起債の限度額「3,936,800千円」を「22,927,800千円」に補正する。

(3) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正

（単位：千円）

項目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額
職員給与費	42,144,298	1,765,001	43,909,299

(4) 他会計からの補助金の補正

一般会計から補助を受ける金額「1,727,543千円」を「3,373,980千円」に改める。